

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 1-(3)

【論点】

1. 基本的考え方

(3)公務員の労働基本権に関する立法政策としての合理的な範囲（労働基本権制約に変更を加える場合、変更に応じた代償措置の見直しなど）

【論点の整理】

- A案 現行どおり人事院勧告を尊重し、勤務条件を詳細に法定。代償措置に関しては、現行制度を維持。
- B案 勤務条件を詳細に法定し、法定化されていない細目的事項のみ団体交渉により決定。代償措置に関しては、現行制度を見直しながら一定の機能を残す。
- C案 勤務条件の大綱的基準を法定し、そのもとで具体的な勤務条件を団体交渉により決定。
- －① 代償措置に関しては、現行制度を見直しながら一定の機能を残す。
 - －② 代償措置に関しては、交渉不調の場合の調整制度のみ。
- D－1案 給与等主要な勤務条件は現行どおり詳細に法定、その他の勤務条件は大綱的基準のみ法定し具体的な勤務条件を団体交渉により決定。
- －① 代償措置に関しては、現行制度を見直しながら一定の機能を残す。
 - －② 代償措置に関しては、交渉不調の場合の調整制度のみ。
- －2案 給与等主要な勤務条件は大綱的基準のみ法定し、具体的な勤務条件を団体交渉により決定、その他の勤務条件は現行どおり詳細に法定。
- －① 代償措置に関しては、現行制度を見直しながら一定の機能を残す。
 - －② 代償措置に関しては、交渉不調の場合の調整制度のみ。
- E案 勤務条件については、労使において団体交渉により決定。

【理由・根拠】

A案：現状制度の維持（詳細法定）と、E案：労使交渉による決定とを両極として、その間で、判例、学説等を踏まえ、勤務条件決定方式と代償措置のあり方のバリエーションを整理。

なお、法定事項と交渉事項を画一的に分けるのではなく、法律で基準を決めて具体化は労使交渉に委ねることもあり得る。

【参考文献等】

- ・全農林警職法事件判決（最大判昭48・4・25）
- ・全通名古屋中郵事件判決（最大判昭52・5・4）
- ・最高裁判所判例解説刑事篇昭和52年度（香城敏磨）
- ・最高裁判所判例解説刑事篇昭和48年度（向井哲治郎）
- ・『「財政民主主義と団体交渉権」覚書』法協百周年記念第2巻（菅野和夫） 他